第　　　　　号

年　　月　　日

木曽広域連合情報公開及び個人情報保護審査会　御中

（村の機関）

諮　　問　　書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第３項において準用する同条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕 | (1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等(2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先 |
| ３　補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限 |  |
| ４　審査請求 | (1) 審査請求日(2) 審査請求人(3) 審査請求の趣旨 |
| ５　諮問の理由 |  |
| ６　参加人等 |  |
| ７　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書〔保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書〕（写し）②　審査請求書（写し）③　理由説明書④　その他参考資料 |
| ８　諮問庁担当課、担当者名電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等 |  |

（注１）　１の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記載すること。

（注２）　３の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第２項〔個人情報の保護に関する法律第94条第２項、個人情報の保護に関する法律第102条第２項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔個人情報の保護に関する法律第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記載すること。

（注３）　５の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（※）行政不服審査法第３条に規定する「相当の期間」を指します。以下同じ。

（注４）　７の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載すること。

（注５）　７の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第２項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。